

令和 2 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 2 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の招集挨拶

議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)

第 4 発議第 2 号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について

第 5 議案第 3 7 号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第 6 議案第 3 8 号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

第 7 議案第 3 9 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大 澤 修 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君
教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君	生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、高山茂雄君、8番、細井邦男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎町長の招集挨拶

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和2年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を頂き、お礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集の挨拶とい

たします。

はじめに、美郷町新型コロナウイルス感染症対策本部の対応状況について報告いたします。

5月14日、政府の緊急事態宣言の一部解除を受け、秋田県が休業要請等を全面解除したことに伴い、それまで休館としていた美郷町宿泊交流館ワクアストレーニングルーム及びサン・スポーツランド千畑温水プールについて、感染症対策等の利用条件を付した上で、5月18日から利用、営業を再開しました。また、早朝総合健診については、5月18日から再開し、中止していた期間の行政区の方々には、新たに健診日を設けて実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度について、5月27日時点の給付、申請状況等を報告いたします。国の緊急経済対策による特別定額給付金事業については、給付金額18億5,350万円、給付率95.26%、6,315世帯への給付を終えております。町の要請に応じ施設を休業した道の駅美郷及び美郷屋へ商品を出荷している事業者に対し給付する道の駅美郷・美郷屋休業に伴う事業継続応援金については89名、174万700円の給付を行っております。また、事業継続のための支援として、町が1事業者あたり20万円を給付する事業継続支援金については、121件2,420万円の給付を決定しております。町内中小企業及び個人事業主への資金繰り支援については、中小企業振興資金で10件9,530万円、小口零細企業振興資金で10件3,600万円、秋田県経営安定資金（危機関連枠）で11件2億3,800万円の融資をそれぞれ行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々への固定資産税の減免状況については、事業者からの申請が25件、収入減額世帯に属する方からの申請が2件となっております。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

議案第37号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第38号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、新型コロナウイルスへの対応に伴う各般にわたる影響を踏まえ、地域経済対策及び生活支援対策に資するため、美郷町町長、副町長及び教育長の期末手当の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第39号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第3号についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県外の大学等から帰省が難しい町出身の学生に対し、勉学継続への町民の応援意思を伝えるとともに、学生の生活支援及び地域経済対策として町特産品等を贈る、県外大学生等応援事業費の追加、この財源として町民から寄せられた指定寄付金の追加、町特別職等の期末手当を減額することに伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、発議第2号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。森元淑雄君、登壇願います。

（6番 森元淑雄君 登壇）

○6番（森元淑雄君） おはようございます。議長のご指名がありましたので、発議第2号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について、趣旨説明を申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言による外出自粛や休業要請などによって、収入が大幅に減少するなど、深刻な影響を被っている多くの町民の皆さんや、中小企業、商店、個人事業主などの方々から、我々町議会議員にも悲痛な声が届いております。

このような大変厳しい地域経済状況を踏まえ、そして我が町を思うとき町民の代表である町議会議員みずからが率先して議員の期末手当を10%減額し、新型コロナウイルス対策経費の一助とするため、地方自治法第112条の規定により、提出するものであります。以上、よろしくご審議のほど賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（澁谷俊二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

発議第2号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

発議第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。発議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第37号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第37号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域経済及び町民生活に大きな影響が出ている現状に鑑み、今後の地域経済対策及び生活支援の財源とするため、美郷町町長及び副町長の期末手当の規定を改正したく提案するものでございます。改正条文は6ページでございまして、附則2項の追加でございます。その内容といたしましては、町長、副町長に令和2年6月に支給する期末手当の額は、本条例の規定により算出した額から当該算出した額に100分の30を乗じて得た額を減じて得た額とするものでございます。附則でございますが、この条例の施行日は公布の日でございます。説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第38号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第38号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第37号と同様に美郷町教育委員会教育長につきましても期末手当の規定を改正したく提案するものでございます。改正内容につきましても、議案第37号と同様でございます。説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第38号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第39号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第39号についてご説明いたします。今回の補正は20万円を追加し、予算の総額を134億1,487万9,000円とするものでございます。それでは歳入から順にご説明いたしますので、16、17ページをご覧ください。

○総務課長（本間和彦君） 17款1項2目1節指定寄付金でございますが、今月21日付で申し出をいただきました町民の方からの寄付1件分でございます。新型コロナウイルス感染症対策経費の財源とすることの指定をいただいております。歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございますが、18、19ページをお願いいたします。1款1項1目議会費の3節職員手当等でございますが、今年6月支給の町議会議員の期末手当につきまして1割を減額す

るものでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費の3節職員手当等でございますが、今年6月支給の町長、副町長の期末手当につきまして3割を減額するものでございます。同じく4節共済費は、期末手当減額に伴う、共済組合負担金の減でございます。

続きまして、10款1項2目事務局費の3節職員手当等でございますが、今年6月支給の教育委員会教育長の期末手当につきまして3割を減額するものでございます。同じく4節共済費は、期末手当減額に伴う、共済組合負担金の減でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、10款1項3目教育助成費7節報償金及び11節通信運搬費ですが、県外の大学等に在学する学生の生活支援のため、町の特産品を贈呈する美郷町県外大学生等応援事業の実施に要する予算として、特産品代として報奨金184万6,000円、郵送料として通信運搬費37万6,000円の補正をお願いするものでございます。

それでは、本事業の概要についてご説明します。本事業の目的ですが、5月25日をもって全国の都道府県において非常事態宣言が解除となりましたが、非常事態宣言の期間中、外出自粛及び県外との往来自粛等の要請があったことにより、ふるさとへの帰省を自粛している学生に対し、町の特産品を贈ることによって勉学継続への町民の応援意思を伝えるとともに、美郷町へのふるさと意識の向上を助長すること、また、町の特産品を利用することで町内経済の回復に寄与することを目的としております。次に対象者の範囲ですが、県外の大学、短大、専修学校、高等専門学校及び高校に在学する学生で保護者の住所登録が町内にある方とします。対象人数ですが、推計で290人を見込んでおります。次に支援内容ですが、学生ひとり当たり6,500円相当の町の特産品を贈呈することとし、町の特産品詰め合わせセットとしてA、B、Cの3セットを用意し、学生が希望するコースを選択できるようにします。次に申請方法ですが、町ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入していただき、学生証等の写真データを添付の上、メールにて申し込みをしていただくこととしております。申請期間ですが、令和2年6月1日から令和2年7月31日までの2か月間を予定しております。最後に制度の周知方法ですが、町広報、町ホームページ及び町公式フェイスブックなどを通じまして、県外の学生に対して広く周知を募り、できるだけ多くの学生を応援したいと考えております。議案第39号の説明は以上となります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。はい、12番村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 10款1項3目のところで質問いたします。ページは18ページ、19ページになります。この議案は、町三役と議員の6月ボーナスの一部を使いまして、新型コロナウイルス

感染による厳しい生活をしている県外在住の学生、大学生及びその他の学生の方々に町の特産品を贈ってはどうかという内容ですが、2点質問いたします。この時贈る特産品は、どういうものかということ。もうひとつは、できるだけ早く送ってやってもらいたいのですが、こちらの発送はいつごろになるのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） ただいまのご質問にお答えします。

はじめのご質問の特産品の内容についてご説明します。説明の中で、A、B、Cの3セットを用意することをお話しさせていただきましたけれども、Aセットについてですが学生が自炊する場合を想定しまして美郷のグルメお手軽セットを用意しております。具体的な内容ですけれども、米、醤油、美郷たぬ中、美郷まんまなどの詰め合わせを予定しております。次にBセットですが、学生が学習の合間での軽食として、美郷のお菓子満喫セットを用意しております。主な内容ですが、町内のお菓子店が製造したお菓子などの詰め合わせを予定しております。Cセットですが、こちらは20歳以上の学生を限定としておりますが、美郷のおいしい水味わいセットを用意しております。主な内容ですが、サイダー、炭酸水、お酒などの詰め合わせセットを予定しております。特産品の内容は以上になります。

次に発送からどれくらいの日数を必要とするかというご質問ですが、6月1日から申請を受け付けするための現在準備をしております。申請があった日からですが、起算しまして発送準備及び発送に要する日数を見込みますと、概ね3日から4日程度を見込んでいただきますと学生のお手元に特産品が届くものと想定しております。説明は以上になります。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。はい、8番細井邦男君。

○8番（細井邦男君） はい、8番。県内の大学等に通う学生を対象としなかった理由についてあらためて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 今回の事業につきましては、県外の学生を対象にした訳ですが、その中で県内の学生を含めるか含めないかも議論いたしました。その中におきまして、県外の学生につきましては非常事態宣言の中、県外の子が来が制限されており、帰省したくても帰省できないような状況にあるのがひとつ、県内と県外の学生の違いがあります。県内の学生につきましては、県内の移動については特に制限を設けておりませんでしたので、そこでまずは県外の学生を支援したいということで今回の事業を実施することに至りましたので、県内の学生は対象から

除くということにしております。説明は以上になります。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第39号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時23分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和2年5月29日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 高山茂雄

署名議員 細井邦男